第六十六条の九の二第九項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十六条の九の三第一項中「第十三項」を「第二十一項」に改め、「除く。」」の下に「及び地方法人税法第十二条」を加え、「同条第八項」を「法人税法第六十九条第十四項」に改める。

第六十六条の十一第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「補てんする」を「補塡する」に改め、同号を同項第五号とする。

第六十六条の十一の二第五項に後段として次のように加える。

この場合における地方法人税法の規定の適用については、同法第二条第十二号中「第十四条」とあるのは、「第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項」とする。

第六十六条の十三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十七条の三第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五の二の次に次の一条を加える。

（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）

第六十七条の五の三　法人が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十条第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けて同法第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合には、その公共施設等運営権の設定は、その設定の日以後に終了する当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、法人税法第六十三条第一項に規定する資産の販売等とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第六項第二号中「提供の期日」とあるのは、「提供の期日（租税特別措置法第六十七条の五の三第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」とする。

2　前項の公共施設等運営権の設定に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の六第一項中「内国法人等に対して支払う」を削り、同条第二項中「第百四十二条」を「第百四十二条第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

第六十七条の七第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十七条の八から第六十七条の十一までを次のように改める。

第六十七条の八から第六十七条の十一まで　削除

第六十七条の十四第三項の表第六十一条の四第一項の項中「第六十一条の四第二項」に改める。

第六十七条の十五第一項第二号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト　当該事業年度終了の時において有する投資法人法第二条第一項に規定する特定資産のうち有価証券、不動産その他の政令で定める資産の帳簿価額として政令で定める金額がその時において有する資産の総額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額を超えていること。

第六十七条の十五第二項中「株式と」の下に「、同条第十七項に規定する新投資口予約権は新株予約権と、それぞれ」を加え、同条第四項の表第六十一条の四第一項の項中「第六十一条の四第二項」を「第六十一条の四第二項」に改め、同条第十項中「第一項」を「第一項第一号ロ(1)に該当するものであることその他の要件を満たす投資法人に係る同項第二号トに掲げる要件の特例その他同項」に、「の適用その他」を「及び」に改める。

第六十七条の十六第一項中「行う事業につき法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を通じて事業を行う」に、「第四十一条の二十」第一項各号」を「同条第一項各号」に、「同法第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人」を「当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないもの」に、「同法その他」を「法人税法その他」に改め、同条第二項中「第百六十一条第一項第四号」に、「第百六十一条に」を「第百六十一条第一項に」に、「第百三十八条第一項に」を「第百四十五条第一項において準用する同法第七十四条第一項」を「第百四十四条の六第一項」に改め、同条第三項中「第百三十八条」を「第百三十八条第一項」に改め、「に係る所得の金額」を削る。

第六十七条の十七の見出し中「利子等」を「償還差益等」に改め、同条第一項中「利子及び」を削り、同条第二項中「利子等及び」を削り、同条第三項中「利子及び」を削り、同条第四項中「第四十一条の十二第七項に規定する割引債（次項において「割引債」という。）の同条第七項に規定する償還差益（次項において「償還差益」という。）及び」を削り、「国内において」を「恒久的施設を通じて」に、「帰せられるものその他の政令で定めるもの」を「係るもの」に、「第百三十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得」に改め、同条第五項中「法人税法第百四十一条第二号から第四号までに掲げる」を削り、「割引債（第四十一条の十二第三項」を「第四十一条の十二第七項に規定する割引債（同条第三項」に、「以下この項において同じ。）の」を「）の同条第七項に規定する」に、「外国法人の発行する割引債の償還差益にあつては前項に規定する政令で定めるものに限るものとし、同法第百四十一条第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受けるものにあつてはその者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る」を「法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く」に、「同条第二号イ、第三号イ又は第四号イ」を「同号ロ又は同条第二号」に改め、同条第七項中「同項に規定する特定利子（次項において「特定利子」という。）及び」を削り、「（同条第一項」を「（同項」に改め、同条第八項中「特定利子又は」を削り、同条第十項中「利子及び償還差益」を「償還差益」に改め、「利子等及び」、「特定利子及び」、「第二条第一項第四号に規定する国内に」及び「（以下この項において「国内に恒久的施設を有する外国法人」という。）」を削り、「又は国内に」を「又は」に、「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改め、同条第十一項中「利子等又は」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（国外所得金額の計算の特例）

第六十七条の十八　内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（第十項において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該内国法人の当該事業年度の同法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収益の額が過大となるとき、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第二十二条第三項各号に掲げる額に相当するものをいう。）が過少となるときは、当該内国法人の当該事業年度の同法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2　前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

3　国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人が第十項において準用する第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該内国法人の各事業年度における内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該内国法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。